

国土交通大臣 金子 恭之 殿

公害等調整委員会委員長  
永 野 厚 郎

土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）

令和8年3月17日付け国不収第87号をもって意見照会のあった、A川及びB川改修工事（C堤防）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事（以下「本件事業」という。）に関して、国土交通大臣（以下「処分庁」という。）が令和a年b月c日付けでした事業認定に対するX（以下「審査請求人」という。）からの審査請求について、貴殿から提出された資料等に基づき検討した結果、公害等調整委員会は次のとおり回答する。

意 見

本件審査請求は、理由がないものとする。

理 由

1 審査請求人は、要旨次の事由を主張して、本件事業認定の取消しを求めている。

(1) B川の改修について

B川の改修については、浸水が想定される家屋の地盤及び護岸を高くすることで十分であり、B川の線形を直線に変え、その左岸を増水の行き場にすると、右岸側の住居が危険になるので、そのような整備は行うべきではない。

(2) A川の改修について

A川の改修については、右岸側の堤防を現在の位置より山側へ寄せることで、A川の流量を安全に流下させることが可能となり、それが流域の安全を守る結果になる。

(3) 本件事業の収用適格性について

本件処分は、堤防整備に加えて、道路の付替えも行うこととなっており、土地収用法第3条の規定に違反している。

(4) B川上流の道路の付替えについて

審査請求人は、自らの所有する土地を利用したB川上流の道路の付替えに反対する。

(5) 審査請求人への本件事業の説明等について

審査請求人には、本件事業の起業者である国土交通大臣（以下「起業者」という。）が本件事業の認定を受ける前に本件事業について知らされていなかった。

2 そこで、審査請求の理由の有無について判断する。

(1) B川の改修について

審査請求人は、B川の改修については、浸水が想定される家屋の地盤及び護岸の強度を高くすることで十分であり、B川の線形を直線に変え、その左岸を増水の行き場にするような整備は行うべきではないと主張する（前記1（1））。

しかし、資料によれば、起業者は、B川の改修方法について、背水による浸水被害を防止するには、A川の堤防をB川まで連続させて整備する案（バック堤案）とA川の締切堤防により、A川の背水影響からC地区、B川周辺地区の家屋を防御す

るとともに、上記堤防の外に残るB川周辺地区の家屋は併用方式による宅地<sup>かさ</sup>嵩上げを行う案（本川締切堤防＋併用方式（宅地嵩上げ）案）の2案を、社会的・技術的・経済的観点から総合的に勘案し、バック堤案がより適切であると判断してこれを採用しており、その判断は合理的である。これに対し、審査請求人の主張には、それを裏付ける合理的な理由が見当たらない。

したがって、審査請求人の上記主張は採用することができない。

## (2) A川の改修について

審査請求人は、A川の河川改修については、A川本川右岸側の整備を行うことで十分であると主張する（上記1（2））。

しかし、資料によれば、起業者は、本川区間の施工方法について、A川の堤防を計画堤防高まで確保する案（築堤案）、C地区の堤防と併せて家屋を堤防高まで嵩上げする案（併用方式案）、A川の水位を堤防高－余裕高まで低下させる案（河道堀削案）の3案を、社会的・技術的・経済的観点から総合的に勘案し、築堤案が最も適切であると判断してこれを採用しており、その判断は合理的である。これに対し、審査請求人の主張には、それを裏付ける合理的な理由が見当たらない。

したがって、審査請求人の上記主張は採用することができない。

## (3) 本件事業の収用適格性について

審査請求人は、本件処分は、堤防整備に加えて、道路の付替えも行うこととなっており、土地収用法第3条の規定に違反していると主張する（上記1（3））。

しかし、資料によれば、本件事業は、河川法第3条第1項に規定する河川のうち一級河川に関する事業であり、土地収用法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当するので、収用適格事業であり、また、本件事業に付帯する道路の付替えに係る事業は、道路法第3条第3号に掲げる県道、同条第4号に掲げる市道に関する事業であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法が適用される道路に関する事業に該当するので、収用適格事業である。

したがって、審査請求人の上記主張は採用することができない。

## (4) B川上流の道路の付替えについて

審査請求人は、自らの所有する土地を利用したB川上流の道路の付替えに反対すると主張する（上記1（4））。

しかし、資料によれば、起業者は、本件事業に付帯して行われる上記道路の付替えについて、必要最小限の範囲で施行しており、また、付替位置についても、施工性、経済性を考慮した上で適切なものを選択していることが認められる。

したがって、審査請求人の上記主張は採用することができない。

(5) 審査請求人への本件事業の説明等について

審査請求人は、審査請求人には、起業者が本件事業の認定を受ける前に本件事業について知らされていなかったと主張する（上記 1（5））。

しかし、資料によれば、起業者は、土地収用法第 15 条の 14 の規定に基づく措置（説明会の開催及びその公告）を講じており、審査請求人を含む利害関係を有する者に対して本件事業の目的及び内容について説明をしていることが認められる。その他、起業者の対応に不当な点があるとは認められない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

3 以上のとおりであることから、審査請求人の主張は、いずれも理由がないものとする。